

## 小規模水道施設補助金に関する注意事項

- 1 必ず工事着手（工事契約）前に、補助金交付申請を行ってください。  
 ※引き続き給水が困難な地域に居住し、ボーリング等による新たな水源を確保する方や地下水を水源にできない(地質又は水質が生活用水として不適等)方が貯水槽等を設置する場合には、申請を行う前に市担当者及び施工者と協議する必要があります。
- 2 「交付申請書」「変更申請書」「実績報告書」「請求書」に使用する印鑑は、必ず同じ印鑑を使用してください。

### 3 提出する書類

#### (1) 申請時に提出してもらう書類

- ①補助金等交付申請書
- ②事業(変更)計画(実績)書(様式第1号)
- ③事業(変更)収支予算(決算)書(様式第2号)
- ④給水世帯名簿兼委任状(様式第3号)  
 ※組合、自治会等の代表者名も記入  
 アパートはアパート名・アパートの所有者名を2段書きで記入。
- ⑤規約(定めていれば添付)
- ⑥施設設置場所の位置図(施設の位置・給水世帯がわかる図)
- ⑦見積書のコピー(申請者と同じ氏名)
- ⑧その他必要な書類

(必要○・不要×)

申請者 必要書類	自治会長名	組合長名	個人
給水世帯名簿 ※④給水世帯名簿兼委任状でも可能	○	○	×
給水世帯の委任状 ※④給水世帯名簿兼委任状でも可能	○	○	×
⑤規約	○(定めていれば)	○	×

**(2) 変更が必要な時に提出してもらう書類** ※金額、事業の変更など

- ①補助金等事業計画変更承認申請書
- ②事業(変更)計画(実績)書(様式第1号)
- ③事業(変更)収支予算(決算)書(様式第2号)
- ④その他必要な書類 ※変更後の見積書のコピーなど

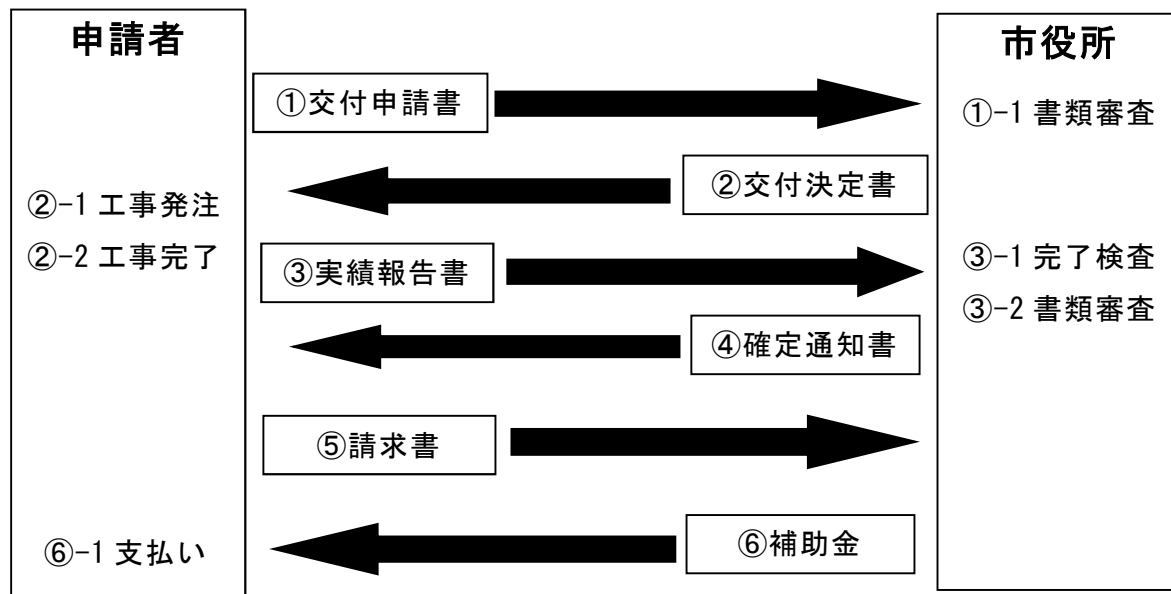
**(3) 工事が完了した時に必要な書類**

- ①補助金等実績報告書
- ②事業(変更)計画(実績)書(様式第1号)
- ③事業(変更)収支予算(決算)書(様式第2号)
- ④工事代金の請求書又は領収書のコピー
- ⑤工事写真及び完成写真

**(4) 補助金を請求する時に必要な書類**

- ①補助金等交付請求書
- ②振込先の通帳(表紙をめくった部分)のコピー

4. 補助の流れ



※引き続き給水が困難な地域に居住し、ボーリング等による新たな水源を確保する方や地下水を水源にできない(地質又は水質が生活用水として不適等)方が貯水槽等を設置する場合には、申請を行う前に市担当者及び施工者と協議する必要があります。